

令和7年7月8日

貸金業者各位

日本貸金業協会
会長 倉 中 伸

トカラ列島近海を震源とする地震にかかる被災者への対応について

この度のトカラ列島近海を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、貸金業者の皆さまにおかれましては、今回の災害により、災害救助法が適用された地域内の被災者であるお客様に対し、状況に応じ下記のような適時、適切な対応をしていただくようお願い申し上げます。

記

1. 被災者からの借入申込みや債務の支払条件の変更申込み等の相談等について、被災者の要請内容や被災状況等の生活実態を踏まえて、きめ細かく丁寧に対応すること。
2. 督促等の回収業務にあたっては、特に被災状況等を十分に配慮したうえでカウンセリングを中心とした対応に努めること。

以 上

※ 災害救助法適用市町村の詳細は、以下のリンク先をご参照ください。なお、適用市町村は今後追加される可能性があります。

(出典：内閣府 防災情報のページ＞災害救助法の適用状況

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

※ 災害救助法が適用されたことにより、本災害は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象となりますのでご注意ください。

本件に関する照会先

日本貸金業協会 会員業務部

TEL 03-5739-3014